

会 議 概 要

会 議 の 名 称	令和7年 第1回湧別町選挙管理委員会
開 催 日 時	令和7年3月3日（月） 9時55分 開会 10時30分 閉会
開 催 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階 中会議室
出 席 者 名	選管委員 森谷委員長、高橋委員、西原委員、近藤委員 事務局 坂本事務局長、宍戸事務局次長、榎本書記
欠 席 者 名	無し
傍 聴 人 の 数	無し
会 議 の 内 容	(1) 委員長挨拶 (2) 議案審議 議案第1号 選挙人名簿の登録者の抹消について 議案第2号 選挙人名簿の登録（定時登録）について 議案第3号 選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について 議案第4号 選挙人名簿の登録を行う日について 議案第5号 湧別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程の制定について 議案第6号 湧別町長選挙及び湧別町議会議員選挙の選挙期日等について (3) 審議結果 議案第1号から議案第5号まで原案のとおり議決。 議案第6号 次のとおり議決。 選挙期日 令和7年10月19日（日） 選挙期日の告示日 令和7年10月14日（火） (4) その他 令和7年度当初予算案（選挙管理委員会分）の説明。
会 議 資 料	令和7年第1回湧別町選挙管理委員会議案 ※別冊資料については、個人情報が含まれているため非公開とします。
会 議 録	■ 有 （ □全文筆記 ■要点筆記 ） □ 無
備 考	

令和7年 第1回選挙管理委員会会議録

会議日時	令和7年3月3日(月) 午前 9時55分開始 午前10時30分閉会	場 所	上湧別コミュニティセンター 2階 中会議室
出席委員 の氏名	森 谷 重 俊 高 橋 直 司 西 原 沙智恵 近 藤 優 子	委 員 会 に 参 与 し た 書 記 等 の 氏 名	坂本事務局長 宍戸事務局次長 榎本書記
欠席委員 の氏名	無し		
付 議 事 件	議案第1号 選挙人名簿の登録者の抹消について 議案第2号 選挙人名簿の登録(定時登録)について 議案第3号 選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について 議案第4号 選挙人名簿の登録を行う日について 議案第5号 湧別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程の制定について 議案第6号 湧別町長選挙及び湧別町議会議員選挙の選挙期日等について		
議 事 の 経 過			
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号から議案第5号まで原案どおり議決。 ・議案第6号 次のとおり議決。 <div style="margin-left: 40px;">選挙期日 令和7年10月19日(日)</div> <div style="margin-left: 40px;">選挙期日の告示日 令和7年10月14日(火)</div> ・その他として、令和7年度当初予算案(選挙管理委員会分)を説明。 			

令和 7 年

第 1 回 選挙管理委員会 議案

日 時 令和 7 年 3 月 3 日 (月)
午前 10 時 00 分

場 所 上湧別コミュニティセンター 2 階 中会議室

湧別町選挙管理委員会

議案番号	件名	頁数
議案第 1 号	選挙人名簿の登録者の抹消について	1
議案第 2 号	選挙人名簿の登録（定時登録）について	2
議案第 3 号	選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	3
議案第 4 号	選挙人名簿の登録を行う日について	5
議案第 5 号	湧別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程の制定について	7
議案第 6 号	湧別町長選挙及び湧別町議会議員選挙の選挙期日等について	10

議案第1号

選挙人名簿の登録者の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり湧別町選挙人名簿の登録者を抹消する。

記

1	死亡	（公職選挙法第28条第1号）	40人	男	18人
				女	22人
2	転出後4箇月経過者	（公職選挙法第28条第2号）	34人	男	18人
				女	16人

計 74人

抹消者氏名 別冊のとおり

令和7年3月3日提出

湧別町選挙管理委員会

委員長 森谷重俊

議案第2号

選挙人名簿の登録（定時登録）について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、次のとおり湧別町選挙人名簿に登録する。

記

1	転入者	33人	男	18人
			女	15人
2	新有権者	16人	男	8人
			女	8人

計 49人

登録者氏名 別冊のとおり

令和7年3月3日提出

湧別町選挙管理委員会

委員長 森谷 重俊

議案第3号

選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について

令和7年3月3日現在において、湧別町選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数は、次のとおりである。

記

別紙のとおり

令和7年3月3日提出

湧別町選挙管理委員会

委員長 森谷 重俊

参 考

地方自治法

第74条第1項	条例の制定又は改廃請求	50分の1
第75条第1項	監査の請求	50分の1
第76条第1項	議会の解散請求	3分の1
第80条第1項	議員の解職請求	3分の1
第81条第1項	長の解職請求	3分の1
第86条第1項	主要公務員の解職請求 (副町長、選管委員、監査委員)	3分の1

市町村の合併の特例に関する法律

第4条第1項及び第5条第1項	合併協議会設置の請求	50分の1
第4条第11項及び第5条第15項	合併協議会設置協議の投票の請求	6分の1

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第8条第1項	教育長又は教育委員の解職請求	3分の1
--------	----------------	------

(選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数の告示)

湧別町選挙管理委員会告示第 号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数、並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の6分の1の数、並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年3月3日

湧別町選挙管理委員会

委員長

- | | | |
|---|---------------------|--------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 135人 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 1,124人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 2,247人 |

議案第4号

選挙人名簿の登録を行う日について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、次のとおりとする。

記

別紙のとおり

令和7年3月3日提出

湧別町選挙管理委員会

委員長 森谷 重俊

公職選挙法抜粋

（登録）

第22条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

2～4 略

公職選挙法施行令抜粋

（登録日等の告示）

第14条 市町村の選挙管理委員会は、法第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の一日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に 定めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の登録日後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならない。

2 略

(選挙人名簿の登録を行う日の告示)

湧別町選挙管理委員会告示第 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、同項に定める選挙人名簿の登録の日を次のとおりとする。

令和7年3月3日

湧別町選挙管理委員会

委員長

登録の日 令和7年6月2日

理 由 令和7年6月1日が地方公共団体の休日に当たるため

議案第 5 号

湧別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程の制定について

湧別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和 7 年 3 月 3 日提出

湧別町選挙管理委員会
委員長 森 谷 重 俊

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）が令和 7 年 6 月 1 日に施行されることに伴い刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）に定められている「懲役」及び「禁錮」が廃止され、新たに「拘禁刑」が創設されることから、同法の改正に合わせて本規程を制定するものである。

湧別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

湧別町選挙事務取扱規程(平成21年選挙管理委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第156号(第151条関係)</p> <p>第 号</p> <p>撤 去 命 令 書</p> <p>1 掲示物の名称</p> <p>2 掲示場所</p> <p>3 違反事項</p> <p>上記掲示物は、公職選挙法第143条(第144条、第145条、第164条の2)の規定に違反して掲示したもの(公職選挙法第146条の規定に該当するもの、公職選挙法第143条の2の規定に違反して撤去しないもの)でありますから、同法第147条の規定により撤去を命じます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>様</p> <p>湧別町選挙管理委員会委員長 </p> <p>注意 この命令に従わないときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円(30万円)以下の罰金に処せられます。</p>	<p>様式第156号(第151条関係)</p> <p>第 号</p> <p>撤 去 命 令 書</p> <p>1 掲示物の名称</p> <p>2 掲示場所</p> <p>3 違反事項</p> <p>上記掲示物は、公職選挙法第143条(第144条、第145条、第164条の2)の規定に違反して掲示したもの(公職選挙法第146条の規定に該当するもの、公職選挙法第143条の2の規定に違反して撤去しないもの)でありますから、同法第147条の規定により撤去を命じます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>様</p> <p>湧別町選挙管理委員会委員長 </p> <p>注意 この命令に従わないときは、2年以下の<u>禁錮</u>又は50万円(30万円)以下の罰金に処せられます。</p>

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

湧別町選挙管理委員会告示第 号

湧別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月3日

湧別町選挙管理委員会

委員長

議案第6号

湧別町長選挙及び湧別町議会議員選挙の選挙期日等について

令和7年11月14日任期満了に伴う湧別町長選挙及び湧別町議会議員選挙の選挙期日及び告示日を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項及び第5項第5号の規定により、次のとおりとする。

記

- 1 選挙の期日 令和7年10月19日（日）
- 2 選挙期日の告示日 令和7年10月14日（火）

令和7年3月3日提出

湧別町選挙管理委員会

委員長 森谷重俊

（参 考）

選挙期日の法定範囲

- | | |
|---------|--------------------------|
| 今回 任期満了 | 令和7年11月14日 |
| 選挙期日の範囲 | 令和7年10月15日から令和7年11月13日まで |
| 前回 任期満了 | 令和3年11月14日 |
| 選挙期日の範囲 | 令和3年10月15日から令和3年11月13日まで |

選挙期日

前 回 令和 3年10月24日（告示日10月19日）

前々回 平成29年10月22日（告示日10月17日）

公選法抜粋

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第33条 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前三十日以内に行う。

5 第一項から第三項までの選挙の期日は、次の各号の区分により、告示しなければならない。

五 町村の議会の議員及び長の選挙あつては少なくとも五日前に

(選挙期日の告示)

湧別町選挙管理委員会告示第 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、湧別町長選挙及び湧別町議会議員選挙を、令和7年10月19日に行う。

令和7年10月14日

湧別町選挙管理委員会

委員長

○その他について

○今後の各種会議日程について

・オホーツク管内選挙管理委員会連合会定期総会

(1) 開催日時 令和7年3月5日(水)～6日(木)

(2) 開催場所 大江本家(温根湯)

・令和7年度 北海道市町村選挙管理委員会連合会定期総会

(1) 開催日時 令和7年5月14日(水)～15日(木)

(2) 開催場所 北見芸術文化ホール(北見市)

・令和7年 第2回選挙管理委員会

(1) 開催日時 令和7年6月2日(月) 午前10時00分(予定)

(2) 開催場所 上湧別コミュニティセンター 2階中会議室

(3) 予定案件 定時登録について

第27回参議院議員通常選挙関係